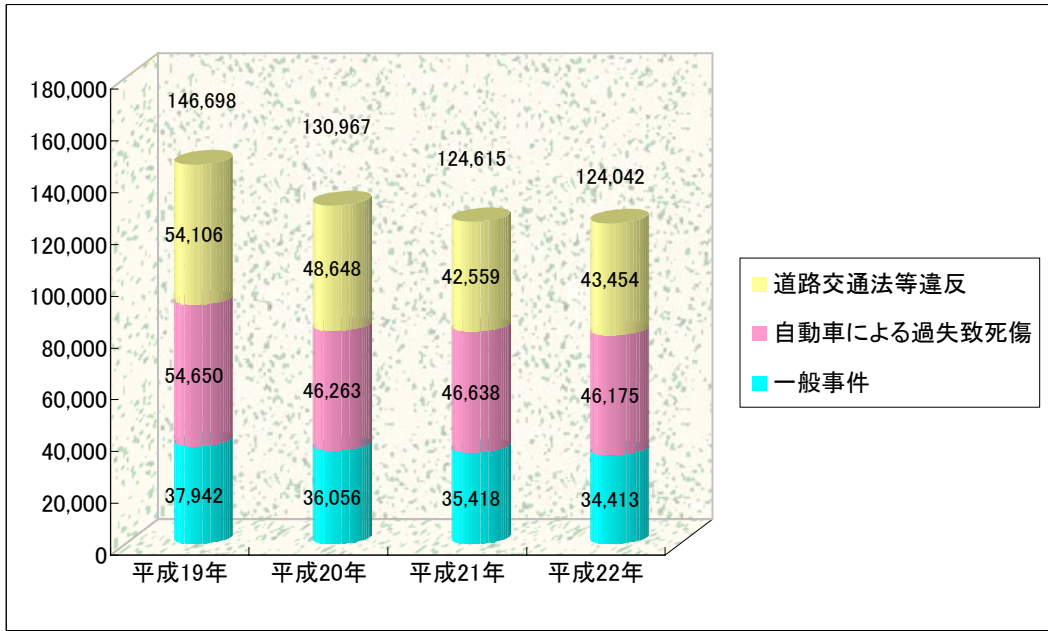


犯罪情勢

事件の受理件数

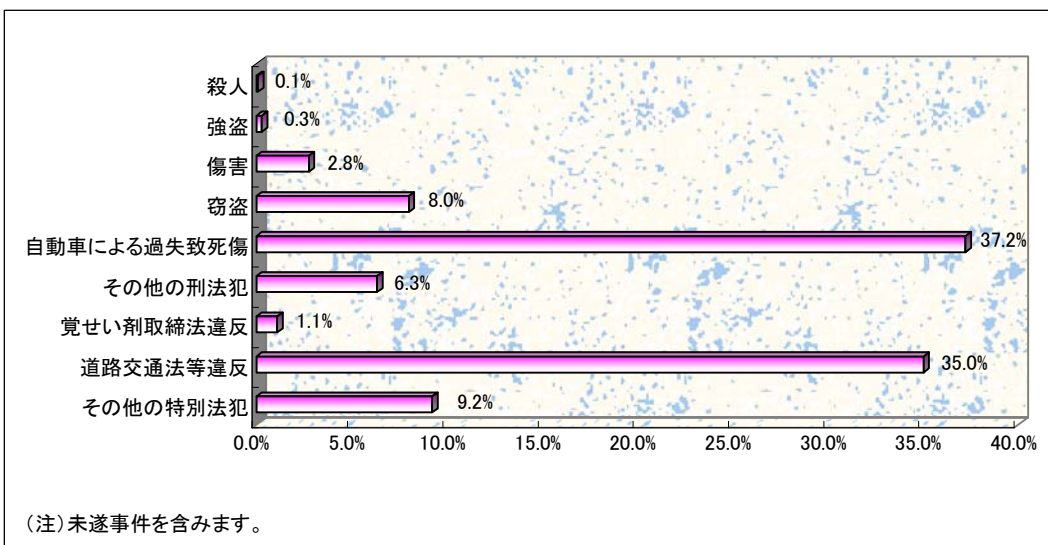
横浜地方検察庁における過去4年間の事件受理件数は、次のグラフのとおりです。
一般事件※は減少傾向にあります。自動車による過失致死傷事件及び道路交通法等違反事件はほぼ横ばいで推移しています。

※ 自動車による過失致死傷事件と、道路交通法等違反等事件を除いた刑事事件を指し、殺人、窃盗、覚せい剤取締法違反などの事件を含む。



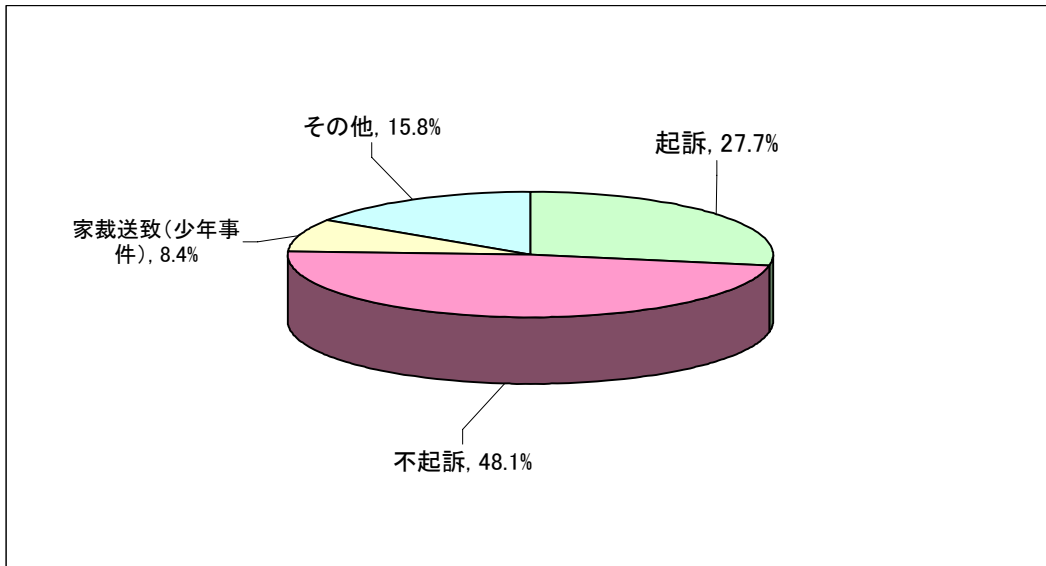
受理事件の罪名比率

平成22年に横浜地方検察庁で受理した事件の罪名比率は次のグラフのとおりです。
自動車による過失致死傷が最も多く、次に道路交通法違反、窃盗などが続きます。



事件の処分状況

平成22年の横浜地方検察庁における事件処分の比率は、次のグラフのとおりです。
全体の約28%を起訴(裁判所に処罰を求める)し、約48%を不起訴(処罰を求めない)としています。



裁判員制度対象事件数

横浜地方検察庁における過去5年間の裁判員制度対象事件の起訴件数は、次のグラフのとおりです。

裁判員裁判が始まった平成21年5月21日から平成22年12月31日までの裁判員制度対象事件の起訴件数累計は、144件になります。

